

新入生歓迎活動に関する申合せ

2023年12月8日

2025年1月22日 改正

文化系サークル連合会
体育会

芸術系サークル連合会
全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

第一条 (新入生歓迎期間)

新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）は、新入生への学内における学生の活動紹介、新入生の勧誘を目的とした活動の円滑化及びこれらを通じた新入生の学生生活の充実化並びに新入生の安全の確保を目的として、これを設置する。

第二条 (活動)

新歓期間では、新入生歓迎期間運営計画に基づく事業を実施する。

第三条 (主催)

新歓期間は、文化系サークル連合会、体育会及び芸術系サークル連合会（以下「三系」という。）並びに全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、「全代会」という。）が共同でこれを開催する。

第四条 (期間)

新歓期間は、原則としてこれを入学式の開催日から5月末日までとする。

第五条 (新入生歓迎活動)

この申合せにおいて、新入生歓迎活動（以下、「新歓活動」という。）とは、自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報その他の勧誘活動をいう。

第六条 (新入生歓迎活動の定めを適用される団体)

この申合せにおける新歓活動についての定めは、学生団体、学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）が行う活動にのみ適用する。

第七条 (新入生歓迎委員会)

新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）を設置する。

2

新歓委は、新入生歓迎委員（以下、「新歓委員」という。）により構成される。

3

新歓委員は、これを全ての学生から募集し、委員長が任命する。

4

三系及び全代会は、原則として各5名以上の新歓委員を選出する。

第八条 (新歓委の役員)

新歓委に次の役員を置く。

- 一、委員長 1名
- 二、副委員長 2名

2

前項に規定する役員の任期は、選任の次の10月31日までとする。

3

任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第九条 (新歓委の任務)

新歓委は、新歓期間の事業の運営及び学生団体等の統括を行う。

第十条 (新入生歓迎祭)

新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、入学式が挙行される日の翌日以降に、新歓委がこれを開催する。

第十二条 (新歓期間担当者連絡会)

新歓委は、新歓期間担当者連絡会を開催する。

2

新歓期間担当者連絡会は、次の者により構成される。

- 一、新歓委員
- 二、学生団体等から選出された者（以下「新歓期間担当者」という。）

3

学生団体等は、新歓期間担当者を各1名選出しなければならない。

4

新歓期間担当者は、新歓期間担当者連絡会への参加及び新歓委の定める業務へ従事する義務を負う。

5

新歓期間担当者は、新歓委からの通達事項を各団体の構成員に共有する。

第十二条 (運営計画及び予算)

新歓委は、新歓期間の前年度2月末日までにすべての系別責任者会議及び全代会に運営計画案及び予算案を提出する。

第十三条 (運営費)

運営費は、三系からの拠出金、新歓祭に参加する学生団体等から集金したもの及び学内外からの支援金等を財源とする。

2

剰余金は次年度へ繰り越す。

第十四条 (報告及び資料提出)

新歓委は、すべての系別責任者会議及び全代会に対し、事業報告及び決算報告を行う。

2

各系別責任者会議又は全代会から請求があった場合、然るべき報告及び資料提出を行う。

第十五条

削除

第十六条 (三系所属団体の優先権)

三系に属する課外活動団体は、新歓期間の活動において一般学生団体に対し優先権行使することができる。

2

優先権を行使可能な事項は、新歓委がこれを定める。

3

優先権を行使可能な事項は、特設掲示板の利用などすべての学生団体等が公平に掲示・活動することが困難なものに限る。

第十七条 (新入生歓迎活動規程)

新歓活動が秩序を保って行われ、新入生の安全が確保される環境の整備を目的として、新入生歓迎活動規程（以下「新歓規程」という。）を定める。

2

新歓規程は、全代会が学生を代表し、これを定める。

第十八条 (違反の記録)

新歓委は、新歓規程に違反した学生団体等について記録する。

2

新歓委は、前項の定めにより記録した情報を大学、三系、全代会その他の機関に報告することがある。

第十九条 (改廃)

この申合せの改正及び廃止は、すべての系別責任者会議及び全代会の合意による。

附則

この申合せは、改正の日から施行する。